

広島市植物公園指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市植物公園 広島市佐伯区倉重三丁目
- (2) 設置目的
市民の文化、スポーツとレクリエーション活動の振興に資することを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者
公益財団法人広島市みどり生きもの協会

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島市みどり生きもの協会
- (2) 非公募とする理由
植物公園は、施設の性質上、専門的知識や豊富な経験を有する職員等によって継続的・安定的な行政サービスを提供することが必要な施設である。
現在の指定管理者である公益財団法人広島市みどり生きもの協会は、栽培、研究、教育、広報等の業務を行うための経験を積んだ専門職員（学芸員、樹木医）を相当数有し、これまで当該施設の管理運営を行ってきた実績があることから、継続的・安定的な行政サービスの提供が行える同団体を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
 - ア 休園日
 - (ア) 金曜日。ただし、金曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月4日及び同月5日を除く。）又は8月6日に当たるときはその前日とし、5月4日又は同月5日に当たるときは同月2日とする。
 - (イ) 12月29日から翌年1月3日まで
 - イ 開園時間
午前9時から午後4時30分まで
 - ウ 特記事項
申請者から休園日や開園時間の変更について提案を求める。
- (5) 業務の内容等
 - ア 植物公園の管理運営業務
 - (ア) 植物公園の入園受付等
 - (イ) 利用調整（施設案内、利用指導、苦情対応）
 - (ウ) 利用促進（事業実施、宣伝広報）
 - (エ) 災害時等の対応（応急作業）
 - イ 植物公園の維持管理業務
 - (ア) 施設管理（保守管理（法定点検等）、維持管理（清掃、警備等）、施設修繕）
 - (イ) 植物管理（樹木、芝生等の維持管理（剪定、除草、害虫駆除等））
 - ウ その他市長が定める業務
植物の栽培管理及び育種等
 - エ 特記事項
 - (ア) 利用料金制を導入済み。
 - (イ) 申請者から令和4年度から同8年度までの各年度の入園者数の数値目標及びそれを達成するための利用促進策の提案を求める。
 - (ウ) 自主事業として、食堂及び売店を管理運営すること。
- (6) 配置人員
 - ア 30人を標準とする。
 - イ うち専門職員
学芸員4人、樹木医1人を標準とする。
 - ウ うち有資格者（専門職員は除く。）
配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。また、施設従事職員のうち1人は、危険物取扱者乙種第4類の資格を有する者を必置とする。
- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）
20億8,440万1千円
なお、指定期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

